

(別表1)「特区、地域再生、規制改革集中受付月間」において提出された全国規模の規制改革要望への対応方針、
(平成20年11月13日規制改革推進本部決定)における「別表」に掲げられた規制改革事項に関するフォローアップ結果

番号	事項名	規制の根拠法令等	規制改革の概要	実施時期	フォローアップ結果 (規制改革の内容)	フォローアップ結果 (実施時期)	所管省庁
1	国有地を取得する際の取得代金の納付方法の見直し	会計法(昭和22年法律第35号)第6条、第29条の9 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第28条 歳入徴収官事務規程(昭和27年大蔵省令第141号)第3条	国有地売却の代金等については、過誤納防止等に留意しつつ、契約保証金も入札保証金等と同様、振込による納付ができるようにする。これにより、売買代金等のすべてについて、振込による納付が実現する。	平成21年度上半期	契約保証金の振込による納付について、過誤納防止等に留意しつつ、引き続き具体的な検討等を進め、検討結果等を踏まえて平成21年度上半期中に実施する。(地域ア28)	平成21年度上半期	財務省
2	医療機器の承認手続きの一層の円滑化	薬事法(昭和35年法律第145号)第14条	「経済財政改革の基本方針2008」に基づき、関係府省及び産官学等が連携して、審査体制の拡充をはじめとする、審査迅速化アクションプログラム(審査基準等の明確化を含む)を2008)年秋に策定する。	平成20年中	平成19年4月に策定された「革新的医薬品・医療機器創出のための5カ年戦略」に基づき、審査体制の拡充をはじめとする、「デバイス・ラグ」の解消に向けた「医療機器の審査迅速化アクションプログラム」を平成20年12月に策定した。(医療カ)	平成20年中措置済	厚生労働省
3	エレベータに対する定期点検時の検査免除	クレーン等安全規則(昭和47年労働省令第34号)第154条	クレーン等安全規則第154条に規定する定期自主検査においては、同時期に実施された建築基準法第12条に基づく定期検査を実施したことをもって、当該定期自主検査を実施したものとみなして差し支えない旨、都道府県労働局に対し通知する。	平成20年度中	平成20年9月22日付け基安安第0922001号を都道府県労働局労働基準部安全主務課長あて発出し、クレーン等安全規則第154条に規定する定期自主検査については、建築基準法第12条第3項に規定する検査を実施した場合は、当該定期自主検査を実施したのものとして取り扱って差し支えない旨通知した。(住宅ウ)	平成20年度中措置済	厚生労働省
4	在留資格認定証明書交付申請手続きの代理人範囲の拡大	出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第7条の2 出入国管理及び難民認定法施行規則(昭和56年法務省令第54号)第6条の2	グループ内の会社の人事関連業務を行う会社が、人事・採用の業務のみならず、外国人の活動内容も管理しているときに、当該機関の職員を在留資格認定証明書交付申請手続の代理人に含める場合の範囲や要件について検討を行い、所要の措置を講じる。	平成21年度中	グループ内の会社の人事関連業務を行う会社が、人事・採用の業務のみならず、外国人の活動内容も管理しているときに、当該機関の職員を在留資格認定証明書交付申請手続の代理人に含める場合の範囲や要件について検討を行い、所要の措置を講じる。(法務ウ24)	平成21年度中	法務省
5	日本籍船運航に係わる海技資格等の承認制度の簡素化	船舶職員及び小型船舶操縦者法(昭和26年法律第149号)第23条 船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則(昭和26年運輸省令第91号)第65条の2及び第65条の3 国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律(平成16年法律第31号)第8条 船舶に乗り組む医師及び衛生管理者に関する省令(昭和37年運輸省令第43号)第12条	外国人船員が日本籍船の船舶職員として乗り込む際に必要となる日本の承認船員の資格を円滑に取得できるよう、承認試験制度の運用の効率化・合理化等に向けて所要の措置を講じる。	平成20年度から順次実施	「承認船員制度等の在り方に関する検討会」を開催し、平成20年11月に承認船員制度等の運用の改善に向けた方策について取りまとめた。これを踏まえ、順次措置を講じる。(運輸工)	平成20年度一部措置、引き続き順次実施	国土交通省
6	排除型私的独占についての法運用の明確化	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)	排除型私的独占について、第171回国会に提出された独占禁止法改正法案が国会にて可決成立した際には、どのような行為が違反となるかについて、法運用の透明性・予測可能性が確保されるよう、ガイドラインを作成・公表する。	独占禁止法改正法案 行までに実施	独占禁止法等改正法案は廃案となったが、第171回国会へ提出した独占禁止法改正法案が成立した場合、その施行日までにガイドラインを公表すべく内容について検討中。(競争アa)	独占禁止法改正法案行までに実施	公正取引委員会